

(6) 水稲原原種栽培管理基準

(平成22年4月1日農産第1529号)

I 一般事項

1 異種・異品種種子の混入防止

(1) 種子準備時及びほ場での混入防止

- ① 種子準備から移植の過程で、他品種等の混入がないように十分注意する。
- ② ほ場に落ちた種子（落ち穂）は、原原種種子収穫後、可能な限り拾い集める。
- ③ 作物残渣を材料とした堆厩肥は、それに含まれている種子の発芽能力を喪失させるため十分腐熟させて使用する。
- ④ 異品種、異型株、病害株及び生育不良株等は、早期に抜き取りを完全に行い、ほ場外に搬出して処分する。
- ⑤ は種機及び収穫機は、品種毎の作業前に清掃を徹底する。

(2) 収穫後の混入防止

- ① 草本の状態乾燥する場合は、品種毎の間隔を十分にとり、架乾を行う場合は異品種を上下に配置しない。
- ② 脱穀調製等の機械器具及び種子の乾燥に使用するシート類は、品種毎の作業前に清掃を徹底して、種子が残っていないことを確認する。
- ③ 脱穀調製等の作業中に種子が飛散し、靴中に入ったり、衣服に付着する場合がありますので、品種毎の作業前に注意して除去する。
- ④ 種子の包装は、新しい袋を使用する。

2 自然交雑の防止

- (1) 隣接の異品種と自然交雑をしないよう、十分な距離をおいて隔離する。
なお、十分な距離をおいた隔離が困難な場合は、隣接部を除いて収穫する。

3 種子の品質低下防止

(1) ほ場での品質低下防止

- ① 品質の優れた種子を生産するため、堆厩肥の使用等により苗床及び水田ほ場の地力の維持向上を図り、健全な作物を育てる。
- ② 栽培は、IIの「種類別の栽培管理基準」に準拠し、純正かつ健全な種子を生産する。
- ③ ほ場環境を常に清潔にし、収穫時に結実するような雑草は念入りに除去する。

(2) 収穫及びその後の品質低下防止

- ① 収穫に当たっては、雨湿害のないよう注意し、適期収穫を励行する。また、作物の立毛中に霜害の危険が生じた場合は、防霜措置を講ずるか、降霜前に収穫する。
- ② 収穫物は、脱穀前に十分乾燥させるが、乾燥施設を利用する場合は過乾燥を避ける。
- ③ 脱穀及び種子調製時における種子の損傷防止に務める。
- ④ 脱穀した、種子の乾燥が不十分な場合は、天日や乾燥施設を利用して水分の減少を図るが、乾燥施設を利用する場合は乾燥温度に注意する。

4 原原種生産用種子

原原種生産用の種子は、道が配付する「育種家種子」を使用する。

5 種子の備蓄

- (1) 貯蔵庫は、必要に応じてくん蒸する。
- (2) 種子の水分は、農産物検査法の規定による。
- (3) 包装は、紙袋を使用する。
- (4) 貯蔵庫への搬入は、審査終了後速やかに行う。

附 則

この基準は、平成6年4月8日農改第7号で定め、平成20年3月14日技普第1134号で一部改正したもの（平成22年3月31日廃止）を農産振興課で新たに定め、平成22年4月1日から施行する。

II 種類別の栽培管理基準（水稻）

項目	育 苗	
	中苗：紙筒苗	成苗：成苗ポット苗
種子 の 予 措	粳（粳種） 塩水選：比重 1.10 種子消毒：北海道農作物病害虫・雑草防除ガイドによる。 浸種：水温11～12℃、5～6日間 催芽：30～32℃で約20時間 玄米（糯種） 選種：縦目揃及び手選 種子消毒：北海道農作物病害虫・雑草防除ガイドに準ずる。	
播 種 期	4月後半	4月中旬
播 種 量	粳・玄米：800粒/箱（筒当たり1粒播き）	粳・玄米：448～490粒/箱（ポット当たり1粒播き）
耕 起 ・ 碎 土	ロータリーハロー	
施 肥 量 （基肥・追肥）	育苗施肥基準*を遵守	
育 苗 日 数	水稻機械移植栽培基準*による	
除 草	適宜	
管 理	灌水：適宜 保温：発芽揃まで断熱シートで二重被覆 換気：適宜	
病 害 虫 防 除	北海道農作物病害虫・雑草防除ガイドによる。	
異 型 株 除 去	適宜抜き取りを行う。	

項 目	本 田
耕 起 ・ 碎 土	ロータリーハロー
代かき ・ 均平	代かき：ロータリーハロー、均平：均平板
施 肥 量 (基肥・追肥)	北海道施肥ガイドによる。
移 植 期	5月下旬
栽 植 密 度	水稻機械移植栽培基準*による。
除 草	除草剤散布1～2回(移植後、生育期)
管 理	補植：移植直後に1回 水管理：適宜
病 害 虫 防 除	北海道農作物病虫害・雑草防除ガイドによる。
異 型 株 除 去	活着後、出穂前、出穂始、出穂揃、登熟中～後期の各時期に抜き取り、 必要に応じ時期・回数を追加する。
収 穫	手刈り、又はバインダー
乾 燥	架掛け(種子水分：約16%で収納)
脱 穀	種子専用脱穀機(抜胴回転400rpm)
調 製	脱芒機→唐箕→比重選別機

注1) 上記栽培基準は、水稻の原原種、原原種格種苗の育成と増殖に適用する。

注2) 種苗の育成と増殖における突発的事項等への対応は中央農試遺伝資源部と協議する。

注3) *：「水稻機械移植栽培基準の改訂」(S61指導参考事項)による。